

【判例研究】

DNA 鑑定の信用性を認めながらも 被告人が無罪となった事例

杉 山 和 之

- 【裁判所】 鹿児島地方裁判所
【裁判年月日】 令和4年11月28日
【事件名】 住居侵入，殺人被告事件
【判決】 無罪
【出典】 裁判所ウェブサイト

【事案の概要】

令和元年6月13日から14日頃、鹿児島県奄美市において、当時87歳の女性が自宅で殺害された。その後、近隣住民である20代の男性が逮捕され、起訴された。

本件の公訴事実とされているのは、「被告人は、令和元年6月13日頃から同月14日頃までの間に、金品窃取の目的で、鹿児島県奄美市 a 町 b 番 c 号 A 方に玄関引き戸から侵入し、その頃、同所において、A（当時87歳）に対し、殺意をもって、その右鎖骨上部等を刃物様のもので複数回突き刺すなどし、よって、その頃、同所において、同人を右鎖骨上部刺創に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害した。」というものである。

関係証拠に基づく犯人の動きについて、まず、被害者方への侵入経路は、玄関から侵入したと考えられている。その根拠となっているのは、6月16日夜の遺体発見時ないしその後の検証時において、被害者方玄関は無施錠であったこと、1階のトイレ及び台所北側の各腰高窓並びに2階南側のベランダの掃き出し窓以外の窓は施錠されていたこと、前記トイレの腰高窓は格子が付いており、その間隔は12ないし15cm程度で人が通れるような間隔では

なかったこと、前記台所北側の腰高窓はサッシの戸車が腐食のため膨張して動かず、通常の方法では開けることはできなかったこと、前記ベランダの掃き出し窓は施錠されていなかったものの、屋根及びベランダ手すりに損壊、払拭等された痕跡は見当たらず、ベランダ床から足跡は出なかったこと、前記掃き出し窓の内側、外側や室内側の板間等からも痕跡は発見されなかったこと、被害者方の周囲に設置されたブロック塀には、手や足をかけた際にできるであろう痕跡等がなく、塀に沿ってその内側の庭にあった多数の植木にも、枝が折られた等の痕跡が見当たらず、庭の地面にも足跡が見当たらなかったこと、その他の窓周辺にも被害者の親族の指紋等が認められたほか、外部からの侵入の痕跡が見当たらなかったことなどである。したがって、本件犯人は、玄関以外の場所から被害者方に侵入したとは考え難く、玄関から侵入したと認定されている。

そして、被害者の遺体を発見した際の右側引き戸の戸先鎌錠は、フック状の部分が中途半端に上がり、受座に掛からずに解錠した状態であり、これは引き戸を揺すって戸先鎌錠を外して解錠する方法（「揺すり外し」）により右側引き戸の戸先鎌錠を解錠された状態と一致するということから、犯人は、揺すり外しにより被害者方玄関の右側引き戸を解錠し、玄関から被害者方に侵入したと認定された。

次に、犯行態様について、被害者の遺体には、いずれも片刃器により形成されたと考えられる右鎖骨上部刺創、左側頸部刺創、3か所の左側頸部切創、左前腹部刺創及び防御創と思しき両手の切創等が認められ、また、被害者の遺体が発見された居間兼寝室のベッド上には大きな血だまりがあり、居間兼寝室内のベッド付近の畳上などにも血痕が多数存在していたとする。その結果、本件犯人は、居間兼寝室のベッド付近で、被害者に接近し、抵抗する被害者の首付近や腹部を刃物で複数回突き刺したと認定された。

犯行後の行動について、被害者方1階の台所の床2か所、流し台のシンク西側側面数か所、水栓レバーハンドル1か所に被害者の血痕が付着していたほか、台所の床6か所にも血痕が付着していたこと、流し台のシンク、円形の排水口のほぼ全面及び排水口に設置されたバスケットの広範囲にルミノール反応が見られたことが認められるとした。その結果、本件犯行により、被

害者は大量の出血をしたものと認められ、本件犯人の身体、着衣及び使用した刃物にも被害者の血液が付着した可能性が高いところ、前記のとおり台所に残った血痕等は、本件犯人が付着した血液を洗い流すために流し台を使用した際に付着したものと考えるのが合理的であり、本件犯人は、犯行後、台所の流し台で被害者の血液を洗い流したと認定された。

【争点の整理】

本件の争点は被告人が犯人といえるかどうかである。これに関して、検察官は以下の根拠により被告人が犯人である旨主張した。まず、①玄関引き戸に付着した被告人の指紋が発見されたことである。被害者宅の右側引き戸の左側側面の地面から高さ約122cmの位置から、指先が玄関の内側に向いた方向で付着した指紋が4つ採取されたことが認められ、指紋鑑定を行った指紋鑑定官は、各指紋は、上から順に被告人の左手小指、左手中指、左手環指、左手中指の各指紋にそれぞれ一致するとし、また、各指紋は、各指の上側（親指側）の部分が付着したものであったと結論付けた。また、被害者方1階の台所に設置された冷蔵庫の表面から指紋が採取されたことが認められたとする。その指紋鑑定の結果、同指紋は被告人の右手母指の指紋であると結論付けられたのである。

次に②犯行現場に残されたDNA鑑定の結果である。まず、被害者方の居間兼寝室のベッドに倒れていた被害者の遺体の下に敷かれたタオルケットに付着していた毛髪がDNA鑑定の結果、被告人のDNA型と一致したとする。さらに居間兼寝室のテーブルの天板部分のベッド側の側面から採取された血痕について、本件血痕には2人以上のDNA型が混合していると考えられるところ、そのY-STR型は、型判定の行われた16座位全てにつき被告人のDNA型と一致したことなどが認められ、検察官は、これをもって被告人と被害者のDNAが含まれていても矛盾しないとした。最後に遺体発見時に被害者が着ていた肌着の右後背部から採取された付着物についてDNA型鑑定等が行われ、その結果、本件付着物には複数人のDNA型が混合しており、型判定の行われた24座位のうち、不詳と型判定された座位を除く22座位全て

において、被告人の DNA 型と被害者の DNA 型がいずれも含まれていたことが認められるとした。

その他、被告人を犯人として推認させる証拠として、③被告人が、本件犯行につき警察が報道発表するより前の6月16日午後10時19分から同月17日午前8時57分にかけて、「奄美 事件」「奄美 事故」などと時間を空けてインターネットで複数回検索していること、6月28日、別件強盗未遂被疑事件の証拠品として警察官にスニーカーを任意提出した後、「別の事件の証拠を見つける」などと検索したことが認められ、検察官は、これらの事実につき、被告人が本件犯人であれば自然な行動であると主張した。そして、④当時、被告人は、経済的に困窮していたことが認められ、これも犯人として推認させるとしたのである。

これに対して弁護人は被告人が犯人ではないことの根拠として、以下のような反論を行っている。まず、検察官の主張する②の内、肌着に付着した被告人のものとされる DNA が、混入したものである可能性があるということである。その根拠として、検視官が検視前に被害者宅に行き、そのまま着替えずに検視を行ったこと、検視や肌着の差押えは奄美警察署の道場の下にある車庫で行われたこと、作業は天井から吊るしたカーテンで囲まれたスペースで行われ、カーテンの下は開いている状態であったこと、検視官らは遺体から脱がせた肌着を作業台の上におかず、新聞紙や汚染防止シートを引ただけの地面の上に置いて並べただけであったこと、しかも、作業の際には土足のままであり、靴カバーなども使用していないことを挙げている。このような状況で、肌着には車庫のほこりや微物が付着している可能性もあるとする。さらに、テーブルが差し押さえられたのは6月24日であり、タオルケットが差し押さえられたのは6月26日である。これらは現場検証が始まった6月17日以降、汚染防止シートを掛けるなどの保全措置がなされていないまま放置されていたとする。その間に様々な異物が混入した可能性があるというのである。また、被告人のコンビニ強盗未遂事件と本件は、ひとつの捜査本部で捜査が行われており、捜査官も重複していたとする。そして、6月23日の数日前には、コンビニ強盗未遂事件で被告人の家宅捜索を行っている。そのような捜査官が10名以上、毎日、被害者宅の現場検証を行っている。

つまり、その捜査官によって被告人の細胞片が、被害者宅に持ち込まれた可能性があるとする。なお、被告人の自宅の家宅搜索の結果、被害者に関するものが一切見つかっておらず、被害者の DNA などの被害者につながるものや、凶器も見つかっていない。

また証拠品の偽造を防止する制度が利用されていないことも挙げられている。通常、証拠品は、証拠品保管庫に入れられ、その鍵が適切に管理され、出し入れの際には必ず QR コードの読み取りが行われる。しかし、今回、奄美警察署では、証拠品は会議室または道場で保管されており、QR コードについても、物品自体に貼られたものは読み取らず、QR コードを印刷した紙を機械で読み取っていた。つまり、誰でもいつでも証拠物に触れることができる状況にあったというのである¹。

被告人の検索履歴について、被告人は被害者宅のすぐ近くに住んでおり、警察がきた午後9時40分の時点で被告人は警察が来たことに気づき、午後10時19分以降に「奄美 事件」などと検索しても不自然はないとする。また、被告人は犯行現場付近で目撃されているが、被告人は予想される犯行時刻前後で同じ衣服を着ていることも不自然であるとする。金目当ての犯行ということについても、被害者の財布が本当に犯人によって持ち去られたのかも不明であることや、室内に物色された跡があるわけでもないことを挙げている。そして、最後に、被告人は捜査段階から一貫して無実を主張している。

【判決要旨】

以上の争点に対して、鹿児島地裁は以下のように判断をした。まず、玄関引き戸についての指紋については、鹿児島地裁も指紋鑑定の信用性を認め、被告人がいずれかの時期に被害者方玄関の引き戸に複数回触れたことがあると認定した。しかし、引き戸の各指紋の付着状況からは、その付着時期を判断することは困難というべきであるとしたのである。

次に DNA 鑑定の信用性について、被害者方の居間兼寝室のベッドに倒れていた被害者の遺体の下に敷かれたタオルケットに付着していた毛髪が DNA 鑑定の結果と居間兼寝室のテーブルの天板部分のベッド側の側面から

採取された血痕の DNA 鑑定の結果、遺体発見時に被害者が着ていた肌着の右後背部から採取された付着物について DNA 鑑定の結果のいずれについてもその信用性を認めた。さらに弁護人の主張するような捜査員の過失や、故意で DNA が混入した可能性を否定した。しかし、被告人は被害者宅の近くに住んでおり、被害者が日中鍵をかけないことを知っていたことから、金品目的で被害者方に立ち入った可能性があり、その際に、毛髪や、指紋、DNA を現場に残した可能性は認められるとした。つまり、指紋と同様に DNA が残された時期が犯行時であると断定することはできないとしたのである。

最後に、その他の状況について、被告人の検索履歴については、被告人がそのような検索を行ったという事実は、犯人でなくとも十分に考えられるとした。また、被告人の経済状況について、被告人は確かに経済的に困窮しており、金品を得ることを目的に犯罪を行う動機がないとはいえないが、本件犯人であるとまで推認できるものではないとした。

以上の結果、被告人が犯人でないとしたならば、合理的に説明することができない事実関係が含まれているということできないとして、被告人を無罪としたのである。

1. DNA 鑑定の信用性

本事案における被告人の犯人性を立証する重要な証拠として、DNA 鑑定の結果があげられる。被害者の遺体の下に敷かれたタオルケットに付着していた毛髪、居間兼寝室のテーブルの天板部分のベッド側の側面から採取された血痕、遺体発見時に被害者が着ていた肌着の右後背部から採取された付着物について DNA 鑑定の結果である。これらは犯行現場から押収された物であるから、この DNA 鑑定の結果が、被告人の DNA と一致したとするならば、被告人が犯行現場にいたという間接証拠となる。

DNA 鑑定の証明力については、本件資料が採取された経緯、その保管及び各鑑定の実施方法には問題がないことが重要となる²。これらについて検討しようと思う。これに関して弁護人は、これらの証拠を収集する段階で被告

人の DNA が混入した可能性について指摘をしているのである。それは先述したように、テーブルが差し押さえられたのは6月24日であり、タオルケットが差し押さえられたのは6月26日である。これらは現場検証が始まった6月17日以降、汚染防止シートを掛けるなどの保全措置がなされていないまま放置されていたとする。また、被告人は平成31年1月25日にコンビニ強盗未遂事件を起こした疑いがあり、その事件と本件は、ひとつの捜査本部で捜査が行われており、捜査官も重複していたとする。6月23日の数日前には、コンビニ強盗未遂事件で被告人の家宅捜索を行っており、そのような捜査官が10名以上、毎日、被害者宅の現場検証を行っているとする。つまり、その捜査官によって被告人の細胞片が、被害者宅に持ち込まれた可能性があるとする点である。

仮にこれが真実であるならば、押収されたテーブルや、タオルケットは、6月17日から26日までの間に、汚染された可能性のあるもので、そこから得られた DNA 鑑定の結果は信用性に疑いが生じることになる。しかし、鹿児島地裁の認定によれば、警察官が被告人と初めて接触したと認められる6月28日の時点であったとされている。つまり、弁護人のいうように6月17日から26日までの間に汚染される可能性はないということになる。また各資料が採取された証拠物（本件タオルケット、本件テーブル及び本件肌着）の押収、前記各資料の採取等の捜査の過程について見ると、これらの捜査に関与した警察官及び立会人の証言等によれば、警察官らは、証拠物や資料に外部から異物が混入することによる汚染を防止するために必要な装備、資器材等を使用して作業に当たっていたものと認められるとし、資料の押収の際に汚染された可能性もないとする。

しかし、26日の押収の際に汚染防止措置をとっていたとしても、重要なことは、17日から26日までの間には何らの汚染防止措置もとっていなかったということである。仮に被告人本人との接触はなかったとしても、直前に被告人宅の家宅捜索などを行っていれば、それを介して DNA が混入する可能性は否定できない。本件の捜査は、殺人事件とは別にコンビニ強盗未遂事件の捜査も並行して行われており、それが6月23日の数日前に行われたとするコンビニ強盗未遂事件での被告人宅の家宅捜索の件である³。したがって弁護人

のいうように6月23日の数日前に被告人宅の家宅捜索がなされていたとするならば、その後の本件犯行現場の現場検証や、証拠物の押収の際に異物が混入する可能性は十分にあるといえる。

他方で、もし、この家宅捜索が実際には行われていなかったとか、被告人と一切の接触がなかったとするならば、また別の問題が生じる。それは、違法な別件逮捕の可能性である。本件殺人事件に先行して発生したコンビニ強盗未遂事件は、平成31年1月25日であり、本件殺人事件が発生する半年前である。1月25日からコンビニ強盗未遂事件の捜査が行われながら、当該強盗未遂罪で被告人が逮捕されたのは、本件殺人事件が発生した後の令和元年6月30日である。そして、本件殺人事件で被告人が逮捕されたのは9月11日である。これは、もっぱら本件殺人事件の捜査のために行われた別件逮捕の可能性があるということである。まさに「専ら、いまだ証拠の揃っていない『本件』について被疑者を取調べる目的で、証拠の揃っている『別件』の逮捕・勾留に名を借り、その身柄拘束を利用して、『本件』について逮捕・勾留して取調べるのと同様の効果を得ることをねらいとしたもの」である⁴。本件における証拠物は、被告人の逮捕・勾留中に得られたものではないから、その証拠能力の有無は問題とはならないものの、捜査機関内で、強盗事件を起こした被告人が本件犯行を金銭目的で行ったという見込み捜査が行われる端緒となった可能性は極めて高い。6月17日に被害者が来ていた肌着が押収され、6月24日にテーブルが押収され、26日にタオルケットが押収されたが、実際にDNA鑑定が行われたのは、血痕のDNA鑑定が7月2日から9月3日まで、毛髪のDNA鑑定が行われたのが7月5日から7月21日、肌着の付着物のDNA鑑定が行われたのは8月26日から9月4日である。そして、9月11日に本件殺人事件での逮捕である。つまり、最初に被告人が逮捕された6月30日から9月11日までの間は専ら本件殺人事件の捜査がなされていた疑いがある。

証拠物の押収後に異物が混入した可能性について、弁護人によると、検視官が検視前に被害者宅に行き、そのまま着替えをせずに検視を行ったこと、検視や肌着の差押えは、奄美警察署の道場の下にある車庫で行われたこと、作業は、天井から吊るしたカーテンで囲まれたスペースで行われ、カーテン

の下は開いている状態であったこと、検視官らは、遺体から脱がせた肌着を、作業台の上におかず、新聞紙や汚染防止シートを引いただけの地面の上に置いて並べただけであったこと、作業の際には、土足のままであり、靴カバーなども使用していないことなどが指摘されている。これに関して、鹿児島地裁は、納体袋の外側や検視を担当した P 警察官の着衣等から本件肌着に被告人の DNA が付着する可能性は、遺体の搬出、運搬や検視に際して終始汚染防止シートが用いられていたことや、P 警察官は被害者方において室内の物などに何度も触れるような鑑識作業等を主として行っていたわけではないことなどに照らし、想定し難いとした。しかし、仮に弁護人の指摘するような環境で各作業が行われたとするならば、実際に汚染防止シートが汚染防止に役立っていたのかどうかは疑わしいのである。

DNA 鑑定の結果については、本件試料が採取された経緯、その保管状況について問題がないかどうかが必要になるが、それだけではなく、資料の「採取前」の状況等についても、その DNA 混入の可能性がないかどうかを問題とした。そこで資料が汚染される可能性があるならば、その信用性には一定の疑いが生じるのではないだろうか。

2. DNA 鑑定に関する天文館強姦冤罪事件との共通点

捜査段階における DNA 鑑定試料の取り扱いについて、重大な冤罪事件となったものとして天文館強姦冤罪事件が挙げられる⁵。この事件は、平成24年10月7日鹿児島市内の路上において発生した強姦事件である。そして事件現場付近の防犯ビデオカメラに、被害者の手首を掴んで歩いている男が映っており、その男から姦淫されたとする被害者の供述等により、男は逮捕され起訴された。証拠とされたのは、平成24年10月7日午前2時21分頃のコインパーキングに設置されている防犯カメラの映像、乳輪周辺の付着物から検出された被告人の DNA 型と一致する唾液のような物、陰液から検出された精液（ただし、精液については、抽出された DNA が微量であったため、PCR 増幅ができず、DNA 型鑑定には至らなかったとされている）、遺留されていた自転車から検出された被告人の指紋等である。そして被害者の、被告人から

姦淫されたとする供述である。鹿児島地裁は、精液のDNA型は判明しなかったが、それが検出されたことは被告人から姦淫されたとする被害者供述を強く裏付け、同供述は信用できるなどとして強姦事実を認定し被告人を懲役4年としたのである⁶。

しかし、被告人の控訴を受けた福岡高裁宮崎支部は、改めて、事実調べとして、事件直後に採取された被害者の膣前庭部、膣口部及び子宮口部の各膣液中に含まれるDNA型の判定、残余資料がある場合の各資料中の精子の有無等を鑑定事項とした鑑定を採用し、その結果の解釈に関し、鑑定人Hの証人尋問や同人の意見を取りまとめた報告書を採用した。その内容は、被害者の膣前庭部、膣口部、子宮口部の各膣液中に、精子が存在し、被告人と異なる男性1名のものであって、各膣液中に、被告人の精子は存在しないとし、そしてそのDNAは、被害者のショートパンツにそのDNAが遺留されていた男性1名に由来するというものであった。福岡高裁は、これに基づき、被害者の供述の信用性を否定し、被告人に無罪判決を言い渡したのである。

この事件はDNA鑑定にかかわる冤罪事件となったが、問題は単に鑑定人の能力のだけではない。そもそも当該被害者の供述の信用性を裏付けるものとして、捜査段階において鑑定を実施した、鹿児島県警察科学捜査研究所職員であるDの原審公判供述及び同人作成の鑑定書があった。しかし、Dは、抽出後定量に使用したDNA溶液の残部について全て廃棄しており、鑑定検査記録を作成しているが、その記載の体裁によっても、各事項の記入がいつ、どのような形でなされたものか不明であったとする。さらにDNA溶液に加えて、後日の検証資料となり手続の適正の担保にもなる鑑定経過を記載した「メモ紙」までもが廃棄され残されていないとする。これに対して、福岡高裁で再鑑定を行ったH証人の公判供述によれば、「精子を目視で検出しながら、DNA型が検出されないということは通常考え難いと認められる上、当審鑑定においては、手法が異なるとはいえ、いずれの膣液からも精子由来のDNA型が検出されていること、オピッツ染色法の実施された膣口部の膣液からは十分に精子が確認されていることも併せ考えると、Dが当審係属後の捜査関係事項照会に対して回答するように、精子量が微量であったため、精子以外の細胞を完全に除去する操作を繰り返した結果、精子自体も減耗した

可能性のみならず、所論のいうように、Dの鑑定技術が著しく稚拙であって不適切な操作をした結果DNAが抽出できなくなった可能性や、実際には精子由来ではないかとうかがわれるDNA型が検出されたにもかかわらず、それが、その頃鑑定が行われていた被告人のDNA型と整合しなかったことから、捜査官の意向を受けて、PCR増幅ができなかったと報告した可能性すら否定する材料がない。」とまでされたのである。このように捜査段階におけるDNA鑑定に対する杜撰な取り扱いが浮き彫りにされたのである⁷。

さらに控訴後、検察官は、H鑑定人から鑑定試料を受領すると、裁判所にも弁護人にもあらかじめ連絡することなく、K鑑定を囑託したというのである。ある鑑定を実施することは、同時に、同一資料を使用する異なる観点からの鑑定を不可能にしてしまう可能性があるのであるから、鑑定を実施するか否か、その際に、どのような観点から、何を鑑定事項とし、誰を鑑定人として、どのような鑑定を実施するかについては、当事者双方の意見を踏まえて、受訴裁判所が決するのが本来の在り方であると考えられるとする。

検察官は、領置していた資料につき、一定量の資料消費が不可避でありかつ全く必要性も緊急性もないK鑑定を囑託したことで、上記のとおり本件において決定的な重要性を有する非代替的な資料を、本件の事案の解明との関係では全く無意味に、一部滅失毀損させたものといわざるを得ないとし、このような検察官の措置は、著しく不適切であるとまで糾弾されたのである。

つまり、「今回の検察官のK鑑定の囑託は、検察官が公益の代表者として重要な資料を領置していることを奇貨として、秘密裏に、希少かつ非代替的な重要資料の費消を伴う鑑定を囑託したもので、その結果が検察官に有利な方向に働く場合に限って証拠請求を行う意図があったことすらうかがわれるのであって、単に上記の本来の在り方を逸脱したにとどまらず、訴訟法上の信義則及び当事者対等主義の理念に違背し、これをそのまま採用することは、裁判の公正を疑わせかねないものである」としたのである。以上のように捜査段階から、第一審、第二審と、警察、検察における重大な問題点が指摘されるに至ったのである。

DNA 鑑定 の 精度は年々高くなっており、その鑑定手法と結果についての信用性は高いといえる。しかし、本事案や、天文館強姦事件においても明ら

かなように鑑定試料に対する捜査段階やその後の経過の中を精査すると、それを取り扱う人的要因に基づく問題点が多く見られ、そこを見落とすことにより、重大な冤罪事件に発展しかねない危険性が存在する。特にこの二つの事件は鹿児島県で発生したものであり、鹿児島県における捜査段階におけるDNA鑑定の取り扱いを根本的に見直す必要があることを示しているのである⁸。実際に過去の冤罪事件や、その疑いのある事件を見ると、DNA鑑定がかかわっているものが多く存在するし、無罪判決の根拠ともなっているのである⁹。

3. DNA鑑定による間接事実の認定の問題点

さて、ここで再度本事案の検討に戻ると、仮に本事案におけるDNA鑑定の結果が正しいものと仮定したとしても、およそ有罪の立証には程遠いと言わなければならない。それが本事案におけるDNA鑑定の結果では、被告人が「犯行時」にその現場に立ち入ったことの証明にならないことである。

これに関して鹿児島地裁は、犯行前に現場に立ち入った可能性について、「被告人は、被害者方の施錠状況や被害者が留守にするタイミングなどを把握し得たものといえ、経済的な窮状から、本件犯行より前に、金品を手に入れる目的で無施錠の玄関から被害者方に立ち入ったというのは十分あり得る」とした。しかし、犯行後に現場に立ち入った可能性については被害者の遺体発見時、被害者方の居間兼寝室の照明及びテレビはついた状態であり、テレビの音量は、少なくとも捜査員が玄関引き戸を開けて被害者方に立ち入った際には聞こえる程度であったとされている。したがって、本件犯行の後に被告人が被害者方に立ち入ったとすると、玄関引き戸を開けた際には、少なくともテレビの音は聞こえていたことになる（居間兼寝室の照明については、被告人が立ち入った後に室内の様子を確認するために点けてそのまま立ち去った可能性が否定できないものの、テレビをつけることは考え難い）。このような状況では、通常家人が在宅中であると判断して立ち去るのが自然であり、そのまま居間兼寝室等を物色することは想定し難いとした。

しかし、そもそも6月16日の遺体発見時にこのような状態であったとする

ならば、犯行時にも同じ状況であった可能性も高い。もし、犯行時にはこのような状態ではなかったとするならば、犯人が犯行後に照明及びテレビをつけて現場を立ち去ったことになる。もしくは、犯人とは別の第三者が犯行現場に立ち入り、照明とテレビをつけて立ち去ったことになるが、いずれも不自然である。仮に犯行前から証明とテレビがついたままであったとするならば、そもそも被告人が金品窃取の目的で被害者方に侵入しようとする事自体が不自然である。つまり、犯行後に現場に立ち入った可能性はおろか犯行そのものが不自然なのである。DNA 鑑定の精度は年々高くなっていることはすでに述べた通りであるが、それが必ずしも犯罪の直接証拠にはなりえないし、その DNA が残された時期の特定もできないのである。ここに DNA 鑑定による間接事実の証明の難しさがある。

4. 大阪母子殺人冤罪事件との関係について

犯行現場ないし犯行現場付近に被告人の DNA が残されていたという間接事実によって無罪とされたものがある。その代表的なものは大阪母子殺人冤罪事件である¹⁰。

この事件は、被告人が、平成14年4月14日午後3時30分ころから同日午後9時40分ころまでの間に、大阪市所在のマンションB方において、その妻Cに対し、殺意をもって、同所にあったナイロン製ひもでその頸部を絞め付けるなどし、殺害し、さらに、同所においてB及びC夫婦の長男であるDに対し、殺意をもって、同所浴室の浴槽内の水中にその身体を溺没させるなどして殺害し、さらに当該マンションの一室に放火をし、同マンションを焼損したというものである。

これに対して被告人がその犯人性を争ったというものである。被告人が犯人であるということが推認された重要な根拠は、本件灰皿内に遺留されていた、たばこの吸い殻に付着した唾液中の細胞の DNA 型が被告人の血液のそれと一致したということから被告人が事件当日にマンションに赴いたと考えられるということである。これに対して被告人は、自分がC夫婦に対し、自らが使用していた携帯灰皿を渡したことがあり、Cがその携帯灰皿の中に

入っていた本件吸い殻を本件灰皿内に捨てた可能性がある旨の反論をした。

このような被告人の主張に対して、第一審と控訴審では被告人の主張を退け、犯人性を認定したが、上告審においては、発見された吸い殻の変色は、唾液によるものと考えるのは極めて不自然であり、水に濡れるなどの状況がなければ短期間でこのような変色は生じないと考えられるとしたうえで、吸い殻が捨てられた時期が事件当日よりもかなり以前のことであった可能性を示すものとさえいえるところであるとし、被告人が本件事件当日に本件マンションに赴いたという事実は、これを認定することができないとしたのである。さらに、「仮に、被告人が本件事件当日に本件マンションに赴いた事実が認められたとしても、認定されている他の間接事実を加えることによって、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が存在するとまでいえるかどうかにも疑問がある。…その他の点を含め、第1審判決が掲げる間接事実のみで被告人を有罪と認定することは、著しく困難であるといわざるを得ない。そもそも、このような第1審判決及び原判決がなされたのは、第1審が限られた間接事実のみによって被告人の有罪を認定することが可能と判断し、原審もこれを是認したことによると考えられるのであり、前記の『被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係』が存在するか否かという観点からの審理が尽くされたとはいえない。本件事案の重大性からすれば、そのような観点到立った上で、第1審が有罪認定に用いなかったものを含め、他の間接事実についても更に検察官の立証を許し、これらを総合的に検討することが必要である」として、第一審および控訴審を破棄し、第一審に差し戻したのである。

本事案である奄美高齢女性殺人事件と大阪母子殺人事件に共通することは、被告人が当該犯行現場ないし犯行現場付近に立ち寄ったという間接事実を中心として犯人性を立証しようとした点である。その間接事実はDNA鑑定の結果によって裏付けられているとする点である。さらにその検出されたDNAの残された時期が明らかではない場合犯人性の立証にはつながらないという点も共通する。

すでに大阪母子殺人事件に対する平成22年の最高裁判決によって、DNA鑑定の結果を基礎にした間接事実による犯人性の認定の危険性が明らかになっており、本事案における鹿児島地裁の立場は従来の判例の立場を踏襲している。結局のところ証拠から認められる本件犯人の行動と被告人の行動は、被告人が犯人でなければ合理的に説明できないほどに重なり合っているものとはいえないという結論に至ったのである。

5. 本事案における捜査段階における問題点

これまで本事案における特にDNA鑑定の取り扱いの問題について検討してきたが、根本的な問題は警察および検察による被告人に対する見込み捜査にあるのではないだろうか。それは特に被告人の経済的窮状に基づく金銭目的の犯行という思い込みに端を発するものである。たしかに被告人は経済的に困窮しており、そのことからコンビニ強盗未遂事件を起こした疑いがかけられている。しかし、被告人には捜査段階から自白などはなく、金銭目的というのは推測に過ぎないのである。そして起訴状にも金銭目的という記載があるにもかかわらず、被害者にどれほどの財産的な損害があったのかが明らかではない。また87歳の高齢の被害者は右鎖骨上部等を刃物様のもので複数回突き刺されて死亡するというおよそ金銭目的とは考え難い犯行態様である。さらに被害者の遺体発見時に室内は電気がついており、テレビもつけっぱなしになっており、金銭目的で侵入する現場としては不自然であることなど、およそ金銭目的の犯行とは考えられない事情も多く存在していたのである。

そもそも犯行時刻について、令和元年6月13日頃から14日頃までの間とされており、極めて曖昧なものである。この犯行時刻は、殺害された被害者であるAが肌着とパジャマのズボン等を着用した状態であったことから、被害者は人と会うことのある日中の時間帯にそのような服装でいることはなかったという証言に基づき、6月13日の夜から14日の朝までのいずれかと推測されたものである。しかし、刃物による刺突行為によって出血性ショックで殺害されたということが明らかなのであれば、その後の解剖で、ある程度

の死亡推定時刻の特定ができるのではないだろうか。この犯行時刻の曖昧さを被告人の不利な方向に解釈しようとしている点に問題がある。

また金品窃取の目的で侵入し、殺害したとされているにもかかわらず、殺人罪で起訴をされている。なぜ、強盗殺人の罪ではないであろうか。この金品窃取の目的については自白があるわけではなく、被告人が経済的に困窮していたこと、そして、別件でコンビニ強盗を行った疑いがあることなどから、客観的に推測されたものである。しかし、客観的な状況という点では、そもそも実際に被害者にどの程度の財産的損害があったのかが不明なのである。

さらに犯行態様として、「刃物様のもの」で複数回突き刺したとされているが、それはすなわち凶器そのものが発見されていないことを示している。被告人の自宅の家宅捜索等でも発見されていないということである。

つまり、起訴状記載の内容を見る限り、死亡推定時刻も曖昧であり、自白もなく、動機も不明であり、犯行に使用された凶器も発見されていないという状況であることがわかる。そして、すでに述べたように犯人性の立証の要となっている DNA 鑑定についても多くの疑問がある。

6. 無罪判決後に被告人が死亡したことについて

このような状況で、行われた裁判員裁判において無罪判決が言い渡されることは当然の結果であったともいえる。しかし、検察官は、無罪判決から二日後に事実誤認を理由に控訴をしている。そして、令和5年10月上旬に被告人が県外で死亡したとされ、福岡高裁宮崎支部は、公訴棄却の決定をした。なお、死因は明らかにされておらず、事件性はないという発表のみがなされるに至ったのである。

無罪判決後の控訴後に被告人が死亡するという重大な問題が発生したが、鹿児島県では、2009年6月19日に発生したいわゆる鹿児島高齢夫婦殺人事件においても同様の問題が発生しているのである。

この事件は、2009年6月19日早朝、鹿児島県の民家で当時91歳の男性とその妻である当時87歳の女性が金属製スコップで頭や顔を殴られ殺害されたという事件である。鹿児島地検は、現場の指紋が一致したとする男性を逮捕し

たのである。この事件においても状況証拠のみで直接証拠がないにもかかわらず、強盗目的による犯行と位置づけ、強盗殺人罪で起訴をしたのである。

これに対して鹿児島地裁は、「被告人が、①過去に本件網戸に触ったことがあること、②過去に本件窓ガラスの外側に触ったことがあること、③過去に被害者方に立ち入り、本件整理だんすやパンフレット類に触ったことがあること、④被害者方に行ったことがない旨事実と反する供述をしていることにとどまるところ、①ないし③の事実は、いずれも単独ではもとより、それらを総合しても被告人が犯人であるとの推認には遠く及ばない」とした上で、「結局、本件においては、情況証拠によって認められる間接事実の中に、被告人が犯人でなければ合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていないというほかない」とし、無罪を言い渡しているのである¹¹そして、平成23年12月22日、検察官が控訴をし、平成24年3月10日、被告人が自宅で死亡したのが発見されたのである。

本件被告人は無罪判決後に控訴をされ、その後、死亡したが、それが勾留中であったのか否かは明らかではない¹²。しかし、奄美大島に在住の被告人が「県外で死亡した」ということから勾留中であった可能性は高い。

これまでも無罪判決後の控訴審における再勾留については、その要件や可否について様々な議論がなされている¹³。そもそも、勾留は、刑訴法60条1項により被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、住居不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれがある場合に認められる。無罪判決後の再勾留について、最高裁平成23年10月5日決定によると①「無罪とした理由及び関係証拠を検討した結果、なお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり」かつ、②「刑訴法345条の趣旨及び控訴審が事後審査審であることを考慮しても、勾留の理由及び必要性が認められるときは」、③「その審理の段階を問わず」、被告人を勾留することができるとした。その勾留の必要性とは、理由がある場合で、被告人を勾留することにより得られる利益と、これにより被る被告人の不利益とを比較衡量して、勾留することが適当か否か、その相当性の有無をいうとされている。被告人が死亡し、その状況についての情報が公開されないことによって、その原因や問題点の検討

ができないことが最大の問題点であるといえよう。

そもそも、本件に関して、検察官の控訴それ自体が正しかったのかどうかも検討されなければならないはずである。これまでにも第一審無罪判決を受けて、その後の検察官の控訴により有罪とされて、後に無罪とされた事件がある。たとえば1949年の弘前事件では、被告人が、1951年に第一審の青森地方裁判所で無罪判決を受けたものの、検察官が事実誤認を理由に控訴し、仙台高等裁判所で懲役15年の有罪判決を受け、最高裁でこれが確定した。しかし、その後、再審請求が認められ、26年後の1977年に無罪が確定した。1978年の甲山事件では、被告人が1985年に第一審の神戸地方裁判所で無罪判決を受けたものの、検察官が事実誤認を理由に控訴し、以後、大阪高等裁判所の差戻し判決、最高裁の上告棄却を経て差戻しになった神戸地方裁判所で再度の無罪判決、再度の検察官控訴、大阪高等裁判所の棄却判決、検察官の上告断念という経過をたどって1999年に無罪が確定した。また、いわゆる東電OL殺害事件では、ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏が2000年4月14日の第一審東京地裁で無罪判決を言い渡されてから、2012年11月7日に再審無罪判決が言い渡された。このように第一審無罪判決から検察官による控訴を経て刑事手続きから解放されるまで相当長期間の身柄拘束が伴う場合がある。これは無罪判決後の被告人の立場をただただ不安定なものとするものであり、本来ならば本件についてもその点についての検討がなされるべきであった。

7. 本判決の意義について

本事案における鹿児島地裁は、裁判員裁判として、DNA鑑定の信用性とそれに基づく間接事実の認定について、従来の判例の立場に基づき無罪を言い渡したことに意義がある。そして、捜査段階におけるDNA鑑定の試料に対する取扱いについても試料の採取前の状況等も含めてその信用性を検討した。結論としてはDNA鑑定の信用性を認めたもののこれに関する弁護人の主張が最終的な裁判員の無罪の心証形成に影響を与えた可能性はある。また、本判決の無罪判決とその後の控訴と被告人の死亡という事実は、特に検察官は重く受け止め、改善していかなければならないであろう。

- ¹ これらの弁護人の主張については、弁護士最終弁論より引用した。
- ² 最判平30・5・10刑集72巻2号141頁，裁時1700号1頁，判タ1458号120頁，判時2403号122頁参照。
- ³ このコンビニ強盗事件における被告人宅の家宅捜索が実際に行われたのか，また，家宅捜索を行った捜査員が，そのまま本件殺人事件の捜査にあたったのかどうかは判旨の中からは明らかではない。
- ⁴ 別件逮捕の定義について，狭山事件の最高裁決定昭52.8.9刑集31・5・821を参照。なお，本件において被告人は捜査段階から一貫して犯行を否認しているため，別件逮捕勾留後の自白の証拠能力の有無は問題とならない。
- ⁵ 鹿児島地判平26・2・24（判例集未掲載）においては，被害者供述の信用性を認め，懲役4年の実刑としたが，後述するように控訴審において無罪が言い渡されることとなった。
- ⁶ 当該事案の控訴審である福岡高判平28・1・12，判時2316号107頁を参照。和田恵「検証・刑事裁判（第2回）虚偽を述べていた少女の供述を信用して事実を誤認した判決（前編）事実認定上の問題点 [福岡高裁宮崎支部平成28.1.12判決]」自由と正義67巻11号72頁参照。伊藤俊介「新たに行われた DNA 型鑑定で別人の型が検出され逆転無罪となった事例〈刑事弁護レポート〉」季刊刑事弁護89巻123頁以下参照。指宿信「強姦について被害者供述の信用性が否定され破棄原判され無罪となった事例」法セ増（新判例解説 Watch）19号221頁以下参照。
- ⁷ これに関しては，「このような捜査機関側の不手際による情報の欠落を，被告人に不利益に解釈することは許されないだろう」とし，さらに「本件のように後日の検証を回避するような記録の取り方，残し方しかされてないような場合は，意図的な隠蔽をまさに疑うべきであろう」という指摘がある。徳永光「強姦事件の被害者供述の信用性が否定された事例」法時89巻1号127頁を参照。
- ⁸ なお，捜査段階における DNA の採取や保管については，警察庁においてそのガイドラインが示されている。これは警察庁の web サイト等でも一般に公開されている。しかし，捜査の現場でそれがどの程度徹底されているのか，そこに違反ないし不適切な措置があった場合に鑑定結果の証拠能力にどのような影響があるのかという点については，不明確な点が多い。
- ⁹ これに関しては，まさに足利事件，東電 OL 殺人事件等が該当する。
- ¹⁰ 大阪高判平29・3・2，判タ1445号150頁，判時2360号95頁参照。
- ¹¹ 鹿児島地判平22・12・10。木谷明・大出良知「鹿児島裁判員裁判無罪判決をどうみるか（特別対談）」季刊刑事弁護66号111頁以下参照。大野友也「裁判員制度をめぐる諸問題の検討：下福元町強盗殺人事件を手がかりとして」法学論集（鹿児島大学）46巻1号1頁参照。木村朗「裁判員制度における人権侵害の落とし穴：鹿児島高齢者夫婦殺害事件を題材に」立命館法学333・334号（上）（2011年）551頁以下参照。川崎英明「状況証拠による事実認定：鹿児島老夫婦強盗殺人事件・裁判員裁判無罪判決〈刑事訴訟法判例研究26〉」法律時報83巻12号124頁以下参照。

その他にも多くの評釈がなされている。

- ¹² これに関して、福岡高裁宮崎支部に問い合わせを行ったが、勾留中に死亡したのか否かについて一切情報は公表できないとのことであった。
- ¹³ 松田俊哉「第1審裁判所で犯罪の証明がないとして無罪判決を受けた被告人を控訴裁判所が勾留する場合と刑訴法60条1項にいう『被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』の有無の判断」最高裁判所判例解説・刑事篇 平成19年度(2011年) 476頁以下参照。佐藤美樹「無罪判決後の控訴審における勾留の理由と必要性の判断」法律時報86巻1号122頁以下参照。